

京機会（京都大学機械系同窓会）関西支部規約

平成 11 年 5 月 21 日制定

平成 14 年 4 月 20 日改正

平成 18 年 1 月 13 日改正

平成 19 年 1 月 12 日改正

平成 20 年 1 月 11 日改正

平成 21 年 1 月 10 日改正

平成 27 年 1 月 17 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

（第 1 条） 本会

本会は、京機会（京都大学機械系同窓会）関西支部（以下京機会関西支部という）と称する。

（第 2 条） 会員

近畿 2 府 4 県に在住する京機会会員ならびに近畿 2 府 4 県に所在する企業（事業所）に所属する京機会会員とする。

（第 3 条） 目的

京機会（京都大学機械系同窓会）の活動に協力するとともに、会員相互の親睦交流ならびに情報交流を図ることを目的とする。

（第 4 条） 会計年度および活動

〔第 1 項〕 会計年度は、平成 14 年度は平成 14 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までとし、以降の会計年度は暦年とする。

〔第 2 項〕 本会は年度毎に以下の活動を行う。

- ・ 支部総会開催（1 回以上）
- ・ その他本会の目的に沿う活動

活動の詳細は、細則に定める。

（第 5 条） 役員

〔第 1 項〕 次の役員を置く。

- ・ 支部長 1 名
- ・ 副支部長 若干名
- ・ 幹事 若干名
- ・ 監事 1 名
- ・ 事務局長 1 名
- ・ 事務次長 1 名
- ・ 顧問 若干名

〔第 2 項〕 支部長および副支部長は支部総会において選出する。但し大学代表副支部長は、支部総会の承認は必要なく、本部の関西支部担当幹事に交代するものとする。また、当番会社代表副支部長と副当番会社代表副支部長が任期の途中で同一会社内の後任へ交代する場合には、支部総会での再承認の必要はない。

〔第 3 項〕 幹事は各幹事企業の代表者ならびに支部長が指名した者とし、幹事会で承認をうける。ただし関西支部会員に限定しない。

〔第 4 項〕 監事、事務局長、事務次長は支部長が指名する。

〔第 5 項〕 顧問は支部長が指名し、幹事会で承認を受ける。

〔第 6 項〕 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（第 6 条） 事務局

〔第1項〕事務局は、以下の業務を行う。

- ・京機会との事務連絡業務
- ・会員との通信業務
- ・支部総会、その他催し物の準備、運営業務
- ・会計業務
- ・その他

〔第2項〕事務局長、事務次長のほか、事務局員を若干名置く。

〔第3項〕事務局員は事務局長が指名する。ただし、事務局員は、原則として幹事企業の中から指名された当番企業の中から指名する。

〔第4項〕事務局員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（第7条）幹事会・運営委員会の開催

〔第1項〕支部長は役員を構成員とする幹事会を随時開催し、京機会関西支部の運営に当たる。

〔第2項〕事務局長は、支部長、副支部長、事務局長、事務次長を構成員とする運営委員会を随時開催し、幹事会の事前審議および答申を諮る。

（第8条）幹事企業

幹事企業は、原則として会員が10名以上いる企業の中から支部長が指定した企業とする。幹事企業の指定ならびに当番企業の指名、運用等については、細則に定める。

（第9条）活動費用

京機会からの交付金・広告費ならびに個別活動毎に参加者から徴収する会費等によって賄う。ただし、必要に応じて会員から寄付を募ることができる。

（第10条）規約改正

本規約の改正は、支部総会において行う。

（第11条）細則制定・改正

細則の制定・改正は、幹事会において行う。

以上

京機会関西支部規約細則－1 「幹事企業の指定と当番順位」

平成11年5月21日制定

平成14年3月30日改正

平成18年11月11日改正

平成19年12月1日改正

平成20年12月6日改正

平成24年7月21日改正

平成27年3月7日改正

平成31年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(第1条) 幹事企業の指定

支部長は、会員が10名以上いる企業の中から当該企業の会員の意思を十分に尊重しつつ幹事企業を指定する。

2 幹事企業より指定解除の意思表示があった場合には、幹事会の議決により、幹事企業の指定を解除する。

(第2条) 幹事の選任、報告

幹事企業に指定された企業はその代表者を幹事として選任し、その氏名、連絡先を事務局に報告する。変更した場合も同様とする。

2 支部長は、支部運営に必要とされる場合には、幹事会の議決により、特任幹事を指名する。

(第3条) 当番企業の指名、運用

当番企業は幹事企業の中から輪番制で指名された2社とし、その任期は2年とする。

2 任期2年の前半1年は副当番企業、後半1年は正当番企業となる。

3 正当番企業は事務局の主体となり、副当番企業はそれを補佐する。

(第4条) 当番企業の当番順位

発足時の正当番企業は大阪ガス株式会社、副当番会社は三菱重工業株式会社とし、以降は別表の当番順位によることを基本とする。

2 当番順位の変更が必要となった場合は、幹事会の議決により変更する。

(別表) 幹事企業と当番順位

1	大阪ガス株式会社
2	株式会社クボタ
3	三菱重工業株式会社
4	西日本旅客鉄道株式会社
5	パナソニックホールディングス株式会社
6	株式会社神戸製鋼所
7	日本製鉄株式会社
8	住友電気工業株式会社
9	川崎重工業株式会社
10	株式会社島津製作所
11	三菱電機株式会社

以上

京機会関西支部規約細則ー 2 「支部活動の種類とその運営」

平成 18 年 11 月 11 日制定

平成 20 年 12 月 6 日改正

平成 24 年 7 月 21 日改正

平成 25 年 11 月 16 日改正

平成 27 年 3 月 7 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正 第 1 条の活動の種類に若手会を追加

令和 6 年 4 月 1 日改正

(第 1 条) 支部活動の種類

支部規約第 4 条第 2 項に述べる活動の種類には、次のものがある。

活動・会合名	運営責任	内容	開催頻度（目安）
異業種交流会	事務局	工場見学と技術講演	2-3 回／年
産学懇話会	大学代表幹事 と事務局	現役教員の研究紹介や OB による講演	3 回／年
京機カフェ	京機カフェ 運営委員会	MOT 研究会、経営者の会、 若手交流会、文楽鑑賞、 産業遺産探訪、等	随時
若手会	若手会運営事 務局	若手の交流・京機会活動活性化に 資する諸活動	随時
同窓会企画	事務次長	学部卒後 10 年と 20 年の同窓生を 対象とした同窓会の実施	1 回／年
活性化企画	特任幹事	入社 10 年目までを対象とした企業 内での活動活性化の支援	随時

(第 2 条) 各活動の運営

各活動の運営は、当該活動の運営委員、幹事が責任をもってこれを実施する。

2 規約第 4 条第 2 項及び本細則第 1 条に定める支部活動が、天災地変、戦乱、暴動、感染症及び疫病の流行、官公署の命令及び行動要請、その他の運営委員、幹事が関与し得ない事由により、開催を変更または中止された場合において、消費者契約の解除に伴う損害賠償金や違約金が発生する場合は、その金額が 5 万円以上なら規約第 4 条第 2 項及び本細則第 1 条に定める運営委員会を開催し、出席委員の過半数の賛成により承認を得た場合に限り、またその金額が 5 万円未満なら事務局長が承認した場合に限り、本支部がその全額を支払うものとする。

(第 3 条) 運営責任者の承認

諸活動の運営責任者のうち、京機カフェ運営委員長は、支部幹事会において承認をうるものとする。

(第 4 条) 報告

各活動の運営責任者またはその代行者は、支部幹事会において、適宜その活動状況を報告するものとする。

以上